

総務大臣任命・認可に係る常勤法人役員の選考手続について
公務員OBを不当に優遇しないためのチェックポイント

1. 「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」
（平成21年9月29日閣議決定）を踏まえ、公正で透明な人事を確保する観点から、現在、公務員OBが役員に就任しているポストなど公務員OBが役員に就任する可能性があるポストの選考手続について、別紙によりチェックする。
2. 決裁時に、担当者は1～5のチェック欄を記入の上、決裁書とともに回覧する。
3. 政務三役はチェック項目を確認の上、特記事項があれば適宜末尾コメント欄に記載の上、上位権限者に回付する。

1. 公募により候補者を募集しているか。

- 公募により候補者を募集している場合
 - 公募の実施に際し「職務内容書」を作成し、法人の概要、職務内容、必要な資格・経験等及び勤務条件等を候補者に明らかにしているか。
 - 広く人材を募るために、概ね1ヶ月以上の公募期間を確保しているか。
 - 広く人材を募るために、公募の実施をインターネット等の公衆に見やすい方法で周知しているか。
 - 応募状況や応募結果（候補者の人数及びその属性）を適時に公表しているか。
 - 応募者が1名だけの場合、応募期間を延長するなど、公平性を確保するための工夫がなされているか。

- 公募以外の方法によって候補者を選定している場合
 - 公募以外の方法によらなければならない合理的な理由を示すことができるか。
 - 候補者の選考基準があるか。選考基準の策定について第三者のチェックが働く仕組みとなっているか。
 - 候補者の選考基準にしたがって、複数の候補者をリストアップしているか。リストアップにあたって第三者のチェックが働く仕組みとなっているか。

2. 候補者を選考・評価するための選考委員会を設置しているか。

- 選考委員会を設置する場合
 - 選考委員は、公務員OBを含まず、かつ、候補者との利害関係者を含めない等、選考の公平性及び客観性が確保されるメンバーとなっているか。

- 選考委員会を設置しない場合
 - 選考委員会を設置しない合理的な理由を示すことができるか。

3. 選考委員会における選考基準の有無

- 選考基準を策定し、当該基準に則り候補者の選考・評価を行う場合
 - 選考基準が必要以上に対象を限定する内容となっていないか。
 - 以下のようなポイントを考慮した基準となっているか。
 - 候補者の年齢：職責を十分果たし得るよう、高齢に過ぎないか。
 - 任用の固定化：特定のポストからの任用が固定化していないか。
 - 在任の期間：再任の場合、長期の留任となりすぎていないか。
 - 役員構成のバランス：役員全体で見たとき、官民の出身者等に偏りが見られないか。
- 選考委員会において選考基準を策定せずに候補者の選考・評価を行う場合
 - 選考基準を策定しない合理的な理由を示すことができるか。

4. 選考委員会における選考の経過及び結果

- 書類選考のみならず、候補者との面接を実施しているか。
- 選考基準を策定している場合には、選考理由が当該基準に則して合理的なものとなっているか。
- 選考委員会における選考の経過及び理由を公表することとしている場合
 - 選考の経過及び理由をインターネット等の公衆に見やすい方法で公表しているか。
- 選考委員会における選考の経過及び理由を公表することとしていない場合
 - 非公表とする合理的な理由を示すことができるか。

5. 任命権者の最終選考における選考の経過及び理由を公表することとしているか。

選考の経過及び理由をインターネット等の公衆に見やすい方法で公表することとしているか。

【政務三役コメント】

原口大臣	
渡辺副大臣	
内藤副大臣	
長谷川政務官	
小川政務官	
階政務官	